〃〃　—41ｂＲ型(129〜500)	〃　—７	〃　—７
〃〃　—41ｃＲ型(126〜500)	〃　—８	〃　—８
〃〃　—22ａＲ型(147〜500)	〃　—９	〃　—９
〃〃　—32ａＲ型(162〜500)	〃　—10	〃　—10
〃〃　—32ｂＲ型(147〜500)	〃　—11	〃　—11
〃〃　—42ａＲ型(147〜500)	〃　—12	〃　—12
〃〃　—42ｂＲ型(147〜500)	〃　—13	〃　—13
〃〃　—42ｃＲ型(128〜500)	〃　—14	〃　—14
〃〃　—52ａＲ型(208〜500)	〃　—15	〃　—15
〃〃　—62ａＲ型(152〜500)	〃　—16	〃　—16
〃〃　—72ａＲ型(173〜500)	〃　—17	〃　—17
ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登 ニッコー合併処理浄化槽 ＮＫ—ＵＮ—10Ｆ型（51〜200）	4—10Ｋ—６ＢＴ—002	4—15Ｋ—６ＢＴ—002
〃〃　—20Ｆ型（51〜200）	〃　—１	〃　—１
〃〃　—30Ｆ型（58〜100）	〃　—２	〃　—２
〃〃　—21ａＦ型（80〜200）	〃　—３	〃　—３
〃〃　—21ｂＦ型（75〜200）	〃　—４	〃　—４
〃〃　—31ａＦ型（75〜200）	〃　—５	〃　—５
〃〃　—31ｂＦ型（75〜200）	〃　—６	〃　—６
〃〃　—41Ｆ型（82〜200）	〃　—７	〃　—７
〃〃　—32ａＦ型(100〜200)	〃　—８	〃　—８
〃〃　—32ｂＦ型(100〜200)	〃　—９	〃　—９
〃〃　—32ｃＦ型(134〜200)	〃　—10	〃　—10
〃〃　—42Ｆ型（134〜200）	〃　—11	〃　—11
ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登 ニッコー小規模浄化槽 浄化王—５型	４—11—Ｈ—001	４—15Ｋ—Ｈ—006
〃　〃　—７型	〃　—１	〃　—１
〃　〃　—10型	〃　—２	〃　—２
〃　〃　—14型	〃　—３	〃　—３
〃　〃　—16型	〃　—４	〃　—４
〃　〃　—18型	〃　—５	〃　—５
ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登 ニッコー小規模浄化槽 浄化王—21型	４—11—Ｈ—002	４—15Ｋ—Ｈ—007
〃　〃　—25型	〃　—１	〃　—１
〃　〃　—30型	〃　—２	〃　—２
ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登 ニッコー小規模浄化槽 浄化王χ—５型	４—11—Ｈ—003	４—15Ｋ—Ｈ—008
〃　〃　—７型	〃　—１	〃　—１
〃　〃　—10型	〃　—２	〃　—２
ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登 ニッコー小規模浄化槽 浄化王χ—14型	４—11—Ｈ—004	４—15Ｋ—Ｈ—009
〃　〃　—16型	〃　—１	〃　—１
〃　〃　—18型	〃　—２	〃　—２
〃　〃　—21型	〃　—３	〃　—３

○北海道開発局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月七日　　北海道開発局長　本田　幸一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　二百七十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
深川市字摩二〇九二番から同市字摩一八〇三番まで	前	一八・一五〜二二・七九メートル	〇・九一四キロメートル
	後	一八・八二〜二四・一二	〇・九一四
深川市字摩二三四三番から同市字摩一七九〇番まで	前	一八・一八〜二一・一一	〇・〇八三
	後	一八・三〇〜二二・八八	〇・〇八三
深川市字摩一七五四番一から同市字摩一六〇三番一まで	前	二〇・〇〇〜二一・六四	〇・一三二
	後	二〇・二〇〜二二・五四	〇・一三二
深川市字摩一〇八五番から同市字摩二三八五番まで	前	一八・一八〜一八・五五	〇・六八七
	後	一九・七二〜二一・三〇	〇・六八七

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月七日　　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十五号	深川市字摩一七八七番から同市字摩一五七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十月七日